

電気料金メニュー定義書（時間帯別プラン専用）

【時間帯別プラン（東京電力エリア）】

東京ガス株式会社

2026 年 12 月 1 日実施

目次

1	実施期日	3
2	定義	3
3	単位および端数処理.....	3
4	適用条件	4
5	供給電気方式、供給電圧および周波数.....	4
6	契約電流および契約容量.....	4
7	電気料金	6
8	時間帯別プラン（東京電力エリア）の特徴	8
9	適用開始日	9
10	契約電流、契約容量または電気料金メニューの変更.....	9
11	時間帯別プラン（東京電力エリア）の定義書の変更および廃止.....	9
	別表.....	11
1	燃料費調整	11
2	契約容量および契約電力の計算方法	13

電気料金メニュー定義書【時間帯別プラン（東京電力エリア）】（以下「時間帯別プラン（東京電力エリア）の定義書」といいます。）は、当社の電気需給約款（時間帯別プラン専用）（以下「電気需給約款」といいます。）にもとづき、電灯または小型機器をご使用のお客さまへ電気を小売するときの料金その他の条件を定めたものです。

なお、時間帯別プラン（東京電力エリア）の定義書に定める基本料金、電力量料金、および燃料費調整における基準単価の金額は、全て消費税等相当額を含みますが、消費税率が改定された場合は、改定後の消費税率にもとづき精算します。

1 実施期日

時間帯別プラン（東京電力エリア）の定義書は、2026 年 12 月 1 日より実施します。

2 定義

次の言葉は、時間帯別プラン（東京電力エリア）の定義書において、それぞれ次の意味で使用します。なお、電気需給約款に定義される言葉は、時間帯別プラン（東京電力エリア）の定義書においても同様の意味で使用します。

(1) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(2) 平均燃料価格計算期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を計算する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間とします。）をいいます。

3 単位および端数処理

時間帯別プラン（東京電力エリア）の定義書において電気料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりとします。

- (1) 契約容量の単位は、1 キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

4 適用条件

時間帯別プラン（東京電力エリア）の定義書にもとづく電気料金メニュー（以下「時間帯別プラン（東京電力エリア）」といいます。）は電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

- ① 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。または、契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

- ② 1 需要場所において動力をご使用のお客さま向けのメニューとあわせて契約する場合は、契約電流または契約容量と契約電力との合計（契約電流の場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。契約容量の場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において動力をご使用のお客さま向けのメニューとあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、当社が認めたときは、①に該当し、かつ、②の契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

- ③ 動力をご使用のお客さま向けのメニューとあわせて契約せずに、動力を使用しないこと。

5 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツとします。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。また、群馬県の一部については標準周波数 60 ヘルツといたします。

6 契約電流および契約容量

契約電流については、以下(1)および(2)、契約容量については、以下(3)および(4)のとおり定めます。

(1) 契約電流は、1年間を通じての最大の負荷を基準として、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、以下のいずれかに従い決定します。ただし、いずれの場合も必要に応じて、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただく契約電流の値等に決定することがあります。

① 他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものとします。ただし、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値と、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約電流の値が異なる場合には、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約電流の値に決定することがあります。

② 引越し（転入）等の理由で、新たに電気の需給を開始する場合は、原則として、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約電流の値とします。

③ 当社の他の電気料金メニューまたは他の契約種別の電気需給契約から切り替える場合は、原則として、他の電気料金メニューまたは他の契約種別の電気需給契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものとします。ただし、当社の他の電気料金メニューまたは他の契約種別の電気需給契約終了時点の契約電流の値と、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約電流の値が異なる場合には、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約電流の値に決定することがあります。

(2) 一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置を取り付けることがあります。

(3) 契約容量は、1年間を通じての最大の負荷を基準として、以下のいずれかに従い決定します。ただし、いずれの場合も必要に応じて、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表2(契約容量および契約電力の計算方法)により計算された値等に決定することがあります。

① 他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。ただし、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値と、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約容量の値が異なる場合には、需給開始時点でご使用場所ごとに設定され

ている契約容量の値に決定することがあります。

② 引越し（転入）等の理由で、新たに電気の需給を開始する場合は、原則として、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約容量の値とします。

③ 当社の他の電気料金メニューまたは他の契約種別の電気需給契約から切り替える場合は、原則として、他の電気料金メニューまたは他の契約種別の電気需給契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。ただし、当社の他の電気料金メニューまたは他の契約種別の電気需給契約終了時点の契約容量の値と、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約容量の値が異なる場合には、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約容量の値に決定することがあります。

(4) 契約容量が、(3)ただし書にもとづき、契約主開閉器の定格電流にもとづき計算された値となる場合には、あらかじめ契約主開閉器を設定していただくとともに、当社および一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認します。

7 電気料金

(1) 季節区分、平日休日区分および時間帯区分

① 季節区分は、次のとおりといたします。

イ 夏季 毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

ロ 冬季 毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。)をいいます。

ハ その他季 夏季および冬季以外の期間をいいます。

② 平日休日区分は、次のとおりといたします。

イ 平日 休日以外の日をいいます。

ロ 休日 土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日をいいます。

③ 時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ ピーク 夏季の平日における毎日10時から17時までの時間をいいます。

ロ オフピーク 毎日 7 時から 23 時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間を除きます。

ハ 深夜 毎日 1 時から 6 時までの時間をいいます。

ニ 夜間 ピーク、オフピークおよび深夜以外の時間をいいます。

(2) 区分別使用電力量

使用期間中の季節別、平日休日別および時間帯別の使用電力量は、季節別、平日休日別および時間帯区別に、30 分ごとの使用電力量を、使用期間において合計した値とし、当月の使用電力量は、使用期間中の季節別、平日休日別および時間帯別の使用電力量を合計した値といたします。

(3) 基本料金

1 か月の基本料金は、次のとおりとします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

契約電流 10 アンペア	372.59 円
契約電流 15 アンペア	558.88 円
契約電流 20 アンペア	745.18 円
契約電流 30 アンペア	1,117.77 円
契約電流 40 アンペア	1,490.36 円
契約電流 50 アンペア	1,862.95 円
契約電流 60 アンペア	2,235.54 円
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	372.59 円

(4) 電力量料金

1 か月の電力量料金は、電気需給約款 15（電気の使用期間）および時間帯別プラン（東京電力エリア）の定義書 7（2）区分別使用電力量に定める当月の使用電力量により、次のとおりとします。ただし、別表 1（燃料費調整）(1)①によって計算された平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合は、別表 1（燃料費調整）(1)④によって計算された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 1（燃料費調整）(1)①によって計算された平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合は、別表 1（燃料費調整）(1)④によって計算された燃料費調整額を加えたものとします。

ピーク 1 キロワット時につき	35.65 円
オフピーク 1 キロワット時につき	35.65 円
夜間 1 キロワット時につき	35.65 円

深夜1キロワット時につき	27.82 円
--------------	---------

(5) 最低月額料金

(1)および(2)によって計算された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1か月の料金は、次の最低月額料金 および電気需給約款別表 2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって計算された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。

1 契約につき	358.76 円
---------	----------

(6) 基本料金と電力量料金との合計が負となる場合の特例

(1)および(2)によって計算された基本料金と電力量料金に加え、付帯メニューが適用される場合でその全てを反映した後の合計が負となるときは、その1か月の電気料金は、電気需給約款別表 2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって計算された再生可能エネルギー発電促進賦課金のみとします。

8 時間帯別プラン（東京電力エリア）の特徴

- (1) 時間帯別プラン（東京電力エリア）は、当社がお客さまに供給する電気について、再生可能エネルギー指定の非化石証書を100%使用することで、実質的に、二酸化炭素排出量がゼロの電源100%の調達を実現し、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）をゼロとする電気料金メニューです。
- (2) 時間帯別プラン（東京電力エリア）における電源構成および非化石証書の使用状況の計画値は、当社のホームページに掲載する方法、電子メールによる方法、その他当社が適当と判断した方法によりお知らせします。
- (3) 時間帯別プラン（東京電力エリア）における電源構成、非化石証書の使用状況および二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）の実績値は、前年度の実績確定後、当社のホームページに掲載する方法、電子メールによる方法、その他当社が適当と判断した方法によりお知らせします。
- (4) 当社がお客さまに供給する電気に用いる非化石証書は、再生可能エネルギー指定のものとし、発電所や電源の種類を特定するものではありません。ただし、お客さまの電力使用が当社の想定を上回る場合や、非化石証書の調達状況が悪化した場合、および天災地変、戦争、法令の制定または改廃その他当社の責めに帰すべからざる事由が発生した場合で当

社がやむを得ないと判断した際は、再生可能エネルギー指定ではない非化石証書を使用することや非化石証書の使用状況が 100%とならないこと、二酸化炭素排出係数が実質的にゼロとならないことがあります。これによりお客さまに生じた損害について、当社は賠償の責を負いません。

9 適用開始日

時間帯別プラン（東京電力エリア）の適用開始日は、電気需給約款 6（電気需給契約の申し込み）に定める電気需給契約の申し込みの場合には、電気需給約款 9（電気の需給開始）(1)に定める需給開始日とし、電気需給約款 29（他の電気料金メニューへの変更）に定める電気料金メニューの変更の場合には、当社が変更を承諾したのちに到来する電気の計量日とします。

10 契約電流、契約容量または電気料金メニューの変更

- (1) 当社が、お客さまからの契約電流または契約容量の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更後の契約電流または契約容量にもとづく基本料金を、変更を承諾したのちに到来する電気の計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。ただし、お客さまが新たな電気需給契約の申し込みと同時に、従前の小売電気事業者との契約にもとづく契約電流または契約容量の変更を希望する場合には、この限りではありません。
- (2) お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約電流または契約容量を新たに設定もしくは変更した後の計量日から 1 年目の日が属する月の計量日まで、契約電流または契約容量を変更することはできません。電気料金メニューの変更についても同様とします。
- (3) 契約電流または契約容量の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款 4(本約款等の変更)(2)および(3)に準じます。

11 時間帯別プラン（東京電力エリア）の定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、時間帯別プラン（東京電力エリア）の定義書を変更する場合には、電気需給約款 4(本約款等の変更)に準じます。
- (2) 当社は、時間帯別プラン（東京電力エリア）の定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社指定のウェブサイトに掲載します。
- (3) 時間帯別プラン（東京電力エリア）の定義書の廃止にともない、当社

がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款 4（本約款等の変更）（2）および（3）に準じます。

別表

1 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の計算

① 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって計算された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格計算期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格計算期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格計算期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0048$$

$$\beta = 0.3827$$

$$\gamma = 0.6584$$

なお、各平均燃料価格計算期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

② 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって計算された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

イ 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合

燃料費調整単価

$$\begin{aligned} &= (86,100 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \\ &\times ((2) \text{ の基準単価} \div 1,000) \end{aligned}$$

ロ 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合

燃料費調整単価

$$= (\text{平均燃料価格} - 86,100 \text{ 円}) \\ \times ((2) \text{ の基準単価} \div 1,000)$$

③ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格計算期間の平均燃料価格によって計算された燃料費調整単価は、その平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用します。

各平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりとします。

平均燃料価格計算期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の計量日から6月の計量日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の計量日から7月の計量日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の計量日から8月の計量日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の計量日から9月の計量日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の計量日から10月の計量日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の計量日から11月の計量日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の計量日から翌年の1月の計量日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の計量日から3月の計量日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の計量日から4月の計量日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年	翌年の4月の計量日から5月の計量日の前日までの期間

の 2 月 29 日までの期間)	
------------------	--

④ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に②によって計算された燃料費調整単価を適用して計算します。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値で、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	0.183 円
-------------	---------

(3) 燃料費調整単価等の掲載

当社は、(1)①の各平均燃料価格計算期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および(1)②によって計算された燃料費調整単価を当社のホームページに掲載します。

2 契約容量および契約電力の計算方法

お客さまが契約主開閉器により契約容量または契約電力を定めることを希望される場合で、当社がその旨を承諾する場合の契約容量または契約電力は、次により計算します。

- (1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流 (アンペア)

× 電圧 (ボルト)

× (1 ÷ 1,000)

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。

- (2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流 (アンペア)

× 電圧 (ボルト)

× 1.732

× (1 ÷ 1,000)